

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 63 号

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱（令和 4 年鴨川市告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 11 条第 1 号中「の内訳が確認できる領収書」を「に係る支払を証する書類及び内訳書」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

別記第 1 号様式中

「

保証期間	年	耐用年数	年
------	---	------	---

を

「

保証期間	年
------	---

に改める。」

別記第 6 号様式中「の内訳が確認できる領収書」を「に係る支払を証する書類及び内訳書」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする改正規定及び別記第 1 号様式の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。